

町内会加入促進のモデル地区への
支援 結果報告書（案）

平成29年3月31日

苫小牧市民自治推進会議

目次

はじめに	1
1 モデル地区の選定	2
2 町内会加入促進のモデル地区への支援結果.....	3
(1) 町内会のフェイスブックの開設及び情報更新の支援	
(2) QRコードを印刷した加入促進チラシの作成支援	
(3) 加入促進チラシの配布	
(4) 町内会役員の業務の見える化	
(5) 町内会フェイスブック意見交換会の実施	
(6) モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会の実施	
3 取組の効果	5
4 今後の課題	9
おわりに	11

【参考資料】

資料1 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会で使用した資料 (抜粋)	15
・ 町内会フェイスブックの管理・更新について	
・ フェイスブック投稿の方法とルール	
資料2 モデル地区町内会加入促進チラシ	19
資料3 広報とまこまい10月号(抜粋)	21
資料4 町内会年間業務(第八区自治会スケジュール)	23
資料5 第八区自治会加入促進研修会で使用した資料(抜粋)	27
・ 他都市における町会加入促進の取組事例	
資料6 市民生活課における町内会への支援	31

はじめに

大震災以降、町内会を始めとする地域における組織の重要性が改めて認識されていますが、全国的な傾向と同様に本市においても町内会加入率は減少傾向にあり、平成28年4月現在で、町内会加入率は、61%と10年前と比べると約11%減少しています。また、多くの町内会で共通している大きな課題として「役員の高齢化」や「担い手不足」があり、その解決策の一つとして若年層を町内会に取り込みたいと考えていますが、若年層の取り込みに苦慮している現状があります。

苫小牧市民自治推進会議では、平成27年度に町内会へのアンケート調査結果や町内会活動の事例研究、職員研修会及び市民向けセミナーの開催結果を基に、「市と町内会との協働について」をテーマとして議論を行い、主に若年層へ町内会の加入を働きかける具体的な取組について検討しました。その検討結果を踏まえ、選定したモデル地区に対して町内会加入促進の支援を行ってきました。

本報告書は、平成28年度において、苫小牧市民自治推進会議で行ってきた「町内会加入促進のモデル地区への支援」の取組結果をまとめたものです。本報告書が町内会活性化の一助となり、より一層、暮らしやすいまちづくりにつながることを期待しております。

平成29年3月31日
苫小牧市民自治推進会議
会長 谷岡 裕司

1 モデル地区の選定

モデル地区の選定については、まず、全町内会へモデル地区の募集案内を送付し、応募のあった5町内会と個別にヒアリングを行いました。ヒアリングにより応募の動機や町内会の現状などを確認するとともに、町内会の加入率などを総合的に判断し、「第八区自治会」をモデル地区に選定しました。

なお、応募のあった町内会と応募当時の加入状況は次のとおりです。

平成27年4月1日現在

応募町内会		第八区自治会	一区町内会	末広町町内会	青雲町内会	西町親交会	全町内会
一戸建	加入	904	30	262	471	747	39,811
	未加入	93	9	20	22	36	3,632
アパート	加入	130	372	657		1,450	11,648
	未加入	1,565	532	334	158	293	23,933
店舗併用住宅	加入	25	22	17		34	917
	未加入	12	1	12		5	159
事業所	加入	13	60	14		25	1,213
	未加入	32	67	1		4	1,264
合計	加入	1,072	484	950	471	2,256	53,589
	未加入	1,702	609	367	180	338	28,988
	総世帯数	2,774	1,093	1,317	651	2,594	82,577
	加入率	38.64%	44.28%	72.13%	72.35%	86.97%	64.90%

【第八区自治会の特徴】

世帯数が約2,800あり、町内会加入率は、約38%となっています。そのうち一戸建て世帯に限ると町内会加入率は、約90%と全市の一戸建て平均とほぼ同じとなっていますが、アパート世帯では、約8%と非常に低い加入率となっています。

本市における一戸建・アパート町内会加入率

平成28年4月1日現在

	加入	未加入	合計	加入率
一戸建	39,532 世帯	4,367 世帯	43,899 世帯	90.05%
アパート	11,705 世帯	24,130 世帯	35,835 世帯	32.66%

2 町内会加入促進のモデル地区への支援結果

(1) 町内会のフェイスブックの開設及び情報更新の支援

町内会のフェイスブックの開設を支援し、町内会活動の情報発信を行います。
また、開設後の情報更新など、フォローアップを行います。

(支援結果)

町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会を開催し、モデル地区の町内会フェイスブックページを開設しました。開設後は、町内会フェイスブックページにより町内会活動の様子を写真や動画とともに継続して情報発信が行われています。

- ・ 平成 28 年 3 月 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会開催（資料 1）
（町内会加入促進のモデル地区に応募した全 5 町内会への出席要請 3 町内会出席）
- ・ 平成 28 年 4 月 モデル地区（第八区自治会）の町内会フェイスブックページ開設
（参考）町内会フェイスブックページを開設している町内会は 9 町内会（平成 29 年 3 月末現在）

(2) QRコードを印刷した加入促進チラシの作成支援

主に若者の未加入者対策としてQRコードを入れた加入促進チラシの作成支援を行います。

(支援結果)

従来、町内会で活用していた加入案内のチラシをベースとして町内会フェイスブックページのQRコードを掲載した新たな加入案内のチラシを第八区自治会の担当者と協議し、作成しました。

- ・ 平成 28 年 5 月 町内会フェイスブックページのQRコードの作成
（自治会広報紙に掲載し、町内会フェイスブックページを周知しました。）
- ・ 平成 28 年 7 月 加入促進チラシの完成（資料 2）

(3) 加入促進チラシの配布

未加入者に対して加入促進チラシを配布し、町内会加入率の向上を図ります。

(支援結果)

町内会フェイスブックページのQRコードを掲載した加入促進チラシを緑町の一部地区（アパートを中心とした未加入世帯）に限定して、第八区自治会で試験的に先行配布しました。

- ・ 平成 28 年 9 月下旬～10 月下旬 緑町 1 丁目（約 320 世帯）への加入促進チラシの配布
- ・ 平成 28 年 6 月 モデル地区のフェイスブックページ記事を市フェイスブックページでシェア
- ・ 平成 28 年 10 月 町内会加入促進モデル地区の取組について市広報紙に掲載（資料 3）

（４） 町内会役員の業務の見える化

役員就任への負担・抵抗感の解消につなげるため、役職ごとの業務内容及び業務量を明らかにするための取組を進めます。

（支援結果）

各部ごとの年間スケジュール、主な業務内容が分かる一覧表を作成しました。（資料 4）

（５） 町内会フェイスブック意見交換会の実施

フェイスブックページによる効果的な情報発信につなげるため、町内会フェイスブックページの担当者による意見交換や交流を実施します。

（支援結果）

町内会フェイスブック意見交換会を開催し、町内会フェイスブックページについての意見交換を行いました。意見交換会により、町内会間の横の連携についても、つながりを深めることができました。

今後、町内会フェイスブックの開設を検討している 8 町内会も参加しました。

- ・ 平成 28 年 12 月 町内会フェイスブック担当者の意見交換会の実施（15 町内会参加）

（６） モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会の実施

モデル地区の町内会役員等を対象とした研修会を開催し、町内会未加入者問題など、町内会の課題を町内会全体の問題として捉えることができるよう、意識の向上を図ります。

- ・ 平成 29 年 2 月 第八区自治会加入促進研修会の実施（30 人参加）

3 取組の効果

① 町内会フェイスブックページの開設及び情報更新の支援

町内会活動を知る機会

取組前

- ▶ 「自治会だより」(会員にのみ配布)
- ▶ 町内会行事に参加



取組後

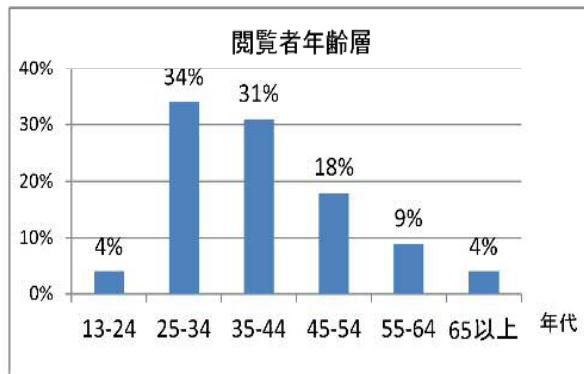
- ▶ 「自治会だより」(会員にのみ配布)
- ▶ 町内会行事に参加
- ▶ 町内会フェイスブック

町内会フェイスブックという新たな情報発信のツールを活用することで、町内会活動を知ることができる機会が増えました。モデル地区フェイスブックの閲覧者の人数は、投稿内容にもよりますが、大きな町内会行事では200人以上、多いときには500人以上の閲覧がありました。また、閲覧者の約7割が44歳以下というデータから、町内会に取り込みたいと思っている比較的、若い層に対して町内会活動の見える化が進んだと考えています。

第八区自治会では、町内会活動をお知らせする「自治会だより」は、会員にのみ配布されていることから、町内会フェイスブックは、未加入者にも町内会活動をお知らせできる重要な情報発信のツールと言えます。また、既加入者を大切にするという観点からも、写真や動画を活用し、分かりやすく町内会活動をお知らせすることは、意味のあることだと考えます。



閲覧の多かった主な投稿		
内容	閲覧者数	種別
市民踊り	504人	動画
ゼロごみの日(清掃活動)	469人	写真
清水小学校運動会	387人	動画
子ども盆踊り	378人	動画
盆踊り	259人	動画
子ども会の餅つき大会	250人	動画
老人クラブ新年会	210人	動画



【モデル地区フェイスブックページ閲覧者データ】

② QRコードを載せた加入促進チラシの作成及び加入促進チラシの配布

チラシ作成に当たってのポイント

- ▶ 必要な情報を簡潔に記載
- ▶ 文字だけでなく、町内会活動の写真も活用
- ▶ QRコードを掲載
- ▶ 入会手続きのお問い合わせ先を明示



【第八区自治会フェイスブックQRコード】

加入促進チラシの作成に当たっては、文字を詰め込みすぎないように、チラシを見たときの第一印象を大切にしました。まずは、QRコードから町内会フェイスブックページにつなげてもらうことに重点を置きました。

加入促進チラシの配布は、一部の地区で未加入者を対象として、主にアパートの入居者約320世帯に先行配布を行い、配布した加入促進チラシにより実際に1人の加入がありました。

町内会への加入という点では、大きな効果を得ることはできませんでしたが、加入をいただいた方は、「町内会に加入したいと思っていたが、誰に加入の申し込みをすればいいかわからなかった。」との理由だったことから、同じ理由で未加入となっている人が潜在的にいる可能性もあります。

人数は少ないと推測されますが、こういった人たちに確実に町内会に加入してもらうことも、町内会加入率の向上には大切であり、今後、残りの地区にも加入促進チラシを配布していくことが必要と考えています。

③ 町内会役員の業務の見える化

各部ごとの年間スケジュールと主な業務内容が分かる一覧表を作成し、各部の業務の見える化が図られました。この業務の見える化により、役員就任への負担・抵抗感の解消につながったかについては、現時点で効果を把握することはできませんが、新たに役員が就任する際には、業務を明らかにすることが不安の軽減につながるものと考えています。



【業務が見えない】



【業務が見える】

④ 町内会フェイスブック担当者の意見交換会

参加町内会

- ▶ 町内会フェイスブック開設町内会……7町内会（9人）
- ▶ 町内会フェイスブック未開設町内会……8町内会（14人）

意見交換会では、他町内会のフェイスブック担当者と意見交換をすることで、情報共有が図られるとともに、新たな視点、気づきを得ることができ、今後の町内会フェイスブック運営の参考になったものと考えています。また、意見交換会に参加した町内会からは、「今度は、自分たちで意見交換会をやりませんか。」といったお話をいただくなど、町内会間の横の連携が深まる契機になったものと考えています。



【意見交換会の様子】

意見交換会の事前アンケート

(1) 町内会フェイスブックの主なメリット

- ▶ 印刷と配布の手間が掛からず、印刷コストも掛からない。
- ▶ 町内会行事の実施結果を写真や動画を使用し、分かりやすくお知らせできる。
- ▶ コメントや「いいね！」の機能を通じた、双方向のコミュニケーションが可能。
- ▶ 更新作業が比較的、簡単なため、気軽に素早く情報発信できる。

(2) 町内会フェイスブックの主なデメリット

- ▶ フェイスブックになじみがないとなかなか見てもらえない。
- ▶ インターネットを通じたツールを好まない人もいる。
- ▶ 写真や動画の投稿は、個人情報に気を使う。
- ▶ 町内会フェイスブック担当者個人の感想などが掲載される可能性がある。

意見交換会での意見

- ▶ 町内会フェイスブックは、気軽にやる、楽しんでやるということが大事。
- ▶ 町内会フェイスブックをどう活かしていくのかは、町内会自身の考え方だと思う。
- ▶ 写真や動画の掲載には、プライバシーに配慮する必要があると感じる。
- ▶ 情報共有が大切なので、今回のような意見交換の場がたくさんあるといい。
- ▶ 町内会行事だけでなく、自分の住んでいる地域の情報も発信していきたい。
- ▶ 地域の活性化には、フェイスブックなどITの活用が必要だと思っている。
- ▶ 他町内会のフェイスブックを見ることで、自分の町内会の参考になった。

⑤ モデル地区の町内会役員等を対象とした町内会加入促進研修会

日 時 平成29年2月21日（金）午後6時30分～午後7時45分

会 場 第八区総合福祉センター

参加人数 30名

講 師 小山田 剛 氏（有限会社朝日田コーポレーションアカデミー事業部長）

研修会は、町内会活動の基本から、他市町内会の事例紹介、町内会加入の勧誘方法のポイントなど幅広い内容で実施されました。研修終了後のアンケート結果では、参加者から、研修会の内容を参考に町内会加入促進の取組を行っていききたいなど、前向きな意見が多く見られ、町内会の課題に対する意識の向上が図られたものと考えています。



【研修会の様子】

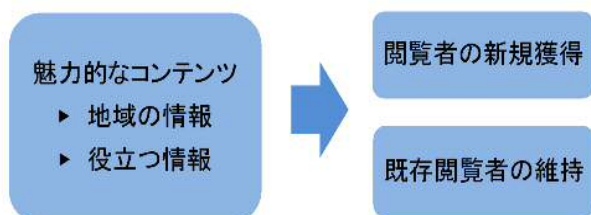
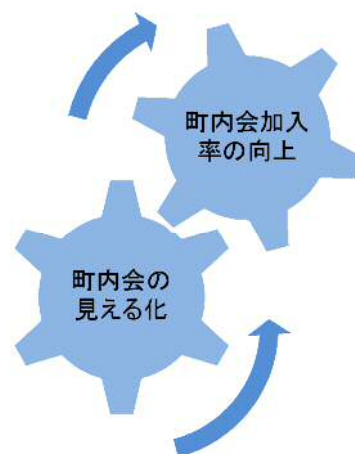
研修会アンケート

- ▶ 町内会加入率の向上には、地道な活動を続けることが大切ということが分かった。
- ▶ 町内会活動を充実させるには、新しい取組が必要だと思った。
- ▶ 未加入問題の解決には、子どもの頃からの教育が必要だと感じた。
- ▶ 今回の研修会を今後の町内会活動に活かしていきたい。
- ▶ 町内会に未加入の人に今回の話を聞いてほしかった。
- ▶ 町内会加入の勧誘には、まず、「聞く」ことが大事だと分かった。
- ▶ 町内会活動を円滑に行うために、住人の情報を把握する方法が必要だと思う。

4 今後の課題

町内会フェイスブックという新たな情報発信ツールの活用や、QRコードを掲載した加入促進チラシの配布により、町内会活動の見える化については、一定程度、効果があったものと考えています。しかし、町内会加入率の向上については、大きな効果を得ることができませんでした。今後は、「町内会の見える化」とともに、「町内会加入率の向上」につなげていく方策が必要と考えます。

今回、先行配布をしていない地区への加入促進チラシの配布も大切ですが、例えば町内会フェイスブックを利用した町内会加入の申込みを検討していくことも考えられます。また、町内会の見える化を更に進めていくために、町内会フェイスブックの閲覧者を増やしていくことや、既存の閲覧者に飽きられないために、町内会フェイスブックの魅力的なコンテンツを考えていく必要があります。



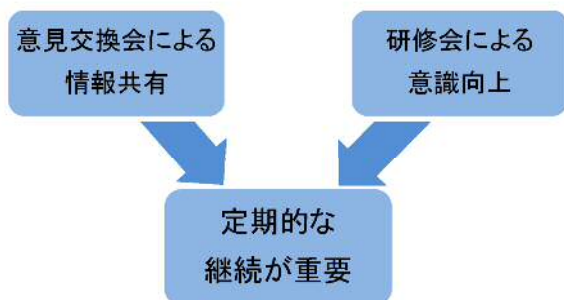
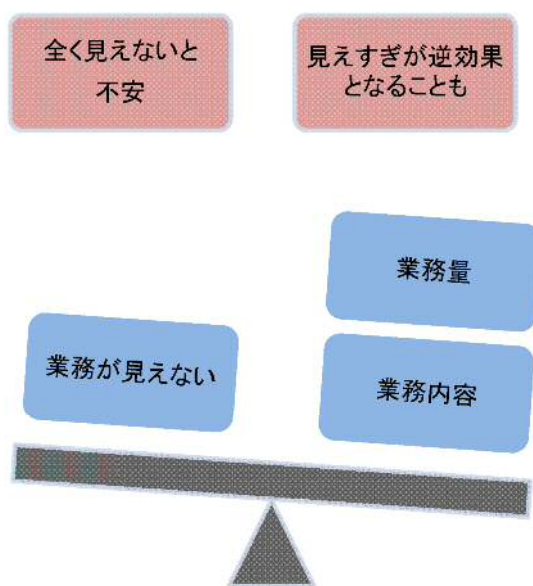
町内会フェイスブックの意見交換会でも意見が出たように、町内会行事だけの情報発信ではマンネリ化してしまうため、町内会行事にとらわれず、地域の様々な情報や、その地域に住んでいる人の役に立つ情報をお知らせすることも効果的と考えられます。

町内会フェイスブックは、町内会の見える化を進めるだけではなく、他町内会、他団体との連携が可能なツールにもなることから、自分たちの町内会だけに留まるのではなく、今後は、町内会フェイスブックを活用し、他町内会、他団体などと広くつながりを持つということも今後必要と考えられます。



町内会役員の業務の見える化については、年間スケジュールを作成したことで、各部の業務内容の見える化に、一定程度、寄与したものと考えていますが、非常に多くの活動を行っている場合は、業務の見える化をしすぎることで逆に役員の引き受けてがいなくなってしまう可能性があります。そのため、業務の見える化については、バランスを考えることも必要です。

その他の方法として、役職ごとの役員引継ぎマニュアルの作成をするといったことも、役員業務の軽減には効果的ではないかと考えられます。



意見交換会や研修会により、情報共有、意識向上を図ることができたものと考えていますが、このような機会を一度で終わらせてしまうのではなく、定期的に継続していくことが、大切です。

研修会については、アンケートでも意見が出されていたとおり、町内会未加入者に参加してもらうことが大切だと考えています。町内会未加入者に参加してもらうことで、町内会に関心を持ってもらい、町内会のことを理解してもらうことが町内会加入率の向上につながるものと考えます。しかし、町内会未加入者に参加してもらうこと自体が難しいものと考えられますので、参加してもらうための工夫を考えていくことが必要となります。

課題の主なポイント

- ▶ 町内会フェイスブックの魅力あるコンテンツ
- ▶ 町内会フェイスブックの更なる活用
 - ・町内会加入の申込み
 - ・他町内会、他団体との連携
- ▶ 町内会役員業務の適度な見える化
- ▶ 継続した意見交換会による情報共有
- ▶ 研修会への未加入者の参加

おわりに

広くインターネットの環境が普及し、SNSを活用した情報発信は、今や重要な情報発信のツールとなっています。そのような中、今回、町内会加入促進のモデル地区への支援として、町内会フェイスブックという新たな情報発信のツールが増えたことについては、大変効果があったものと考えています。また、町内会加入促進のモデル地区への支援を開始する前は、町内会フェイスブックを開設していた町内会は2町内会しかありませんでしたが、支援の開始後は、モデル地区を含め9町内会に増えるなど、他町内会にも広がるといった動きも見られ、町内会全体としてもよい効果がありました。

一方、町内会フェイスブックによる町内会活動の見える化が、直ちに町内会の加入につながるものではありません。「町内会加入率の向上に特効薬はない。」ということは、よく言われていますが、町内会未加入の課題をはじめとして、町内会の抱えている課題の解決には、地道な取り組みを継続して行っていくことが重要だということが今回の取組で明らかになりました。

今回の取組は、町内会が主体となって行う取組を市と市民自治推進会議がサポートする形で行って来ました。町内会の課題は、町内会自身が自分たちの手で解決していくという意識が大切だということを、今回の取組においても再認識できたことに非常に大きな意味があったものと考えています。



【モデル地区フェイスブックページから】

【参考資料】

資料1 町内会フェイスブックページ開設キックオフ説明会で使用した資料（抜粋）

- ・町内会フェイスブックの管理・更新について
- ・フェイスブック投稿の方法とルール

資料2 モデル地区町内会加入促進チラシ

資料3 広報とまこまい10月号（抜粋）

資料4 町内会年間業務（第八区自治会スケジュール）

資料5 第八区自治会加入促進研修会で使用した資料（抜粋）

- ・他都市における町会加入促進の取組事例

資料6 市民生活課における町内会への支援

町内会フェイスブックの管理・更新について

平成28年3月28日 市民自治推進課

1 町内会におけるフェイスブックページの管理について

町内会フェイスブックの開設後、更新作業が発生します。町内会における更新体制（フェイスブック管理者となる担当者）について、あらかじめ決定しておいてください。

町内会における担当者1人による管理も機械操作上は可能ですが、記事の継続的な更新や管理体制を考えた場合には、複数人による管理者体制が望ましいことから、町内会において更新作業に携われる管理者の確保をお願いします。

なお、当面、フェイスブックの管理が軌道に乗るまでの間、市職員も各町内会のフェイスブック管理者として登録することを予定しています。ページを公開した場合は、御連絡をお願いします。

2 画像データ、動画データについて

写真、動画については、フェイスブックページの印象を大きく左右します。

魅力的なコンテンツとなるように地区内の代表的な写真（建物、風景、お祭り、町内会長写真、町内会館等）を掲載してください。

お祭りの動画等も有効なツールです。

3 掲載記事、掲載内容（材料）について

フェイスブックについては、情報発信が重要となります。週1回程度の更新（目標）が望ましいものと考えておりますが、スタート時には発信する情報の選択に苦慮することもあると思います。

更新記事の材料としては、「年間行事スケジュール」の確認や、町内会で作成している「会報誌」の記事、町内会から町内の皆様に「発信したいこと」、「役員の活動内容」や「町内会活動への思い」などが考えられます。

（例文（案））

〇〇町内会（苫小牧市）のフェイスブックページを開設しました。
今後、町内会の情報を発信していきます。

4月〇〇日に、〇〇町総合福祉会館において、
平成〇〇年度町内会定期総会を午後6時から開催します。
当日は会議資料をお持ちください。
御町内の皆様の参加をお待ちしております。

4 フェイスブックページ開設のお知らせについて

フェイスブックを開設した旨については、町内の会報誌等により町内の皆様にお知らせすることが望ましいと考えていますので、御一考をお願いします。

また、会報誌等への記事掲載に併せて、フェイスブック管理者を会報誌等により募集することも方法の一つです。

5 町内会加入促進に向けたメッセージボタンの管理について

初期設定では「メッセージボタン」を配置していませんが、町内会への加入促進につなげていく取組として、町内における体制が整い次第、フェイスブックページ内の「メッセージ」を受け付けることについても検討をお願いします。

加入の申込があった場合の対応や、町内会に対する意見等が寄せられることが想定されます。意見等への対応についても、町内会内部での検討をお願いします。

※ メッセージボタンの配置の他にも、加入のための連絡先（電話番号、メールアドレス、連絡先担当者氏名等）の表示についても検討が必要となります。

フェイスブック投稿の方法とルール

1. たくさんの人に情報が伝わるために

- FB ページへの購読者（いいね！）を増やしましょう。
- 各投稿への、いいね！・シェア・タグ・コメントを獲得していきましょう。
また、FB と HP、会報など他の媒体を組み合わせ、効果的に情報を届けましょう。

2. 投稿の注意点

- ① 楽しくてわかりやすい、シンプルな文章
 - FB では、町内会、自治会のソフトな部分をアピールできるように心がけましょう。
 - 情報の詰め込みすぎに注意して、興味のある人は HP などに誘導しましょう。
 - 質問形式の文章は、コメントを呼び込むことができます。
- ② 写真で伝える
 - 写真は一目見て、いかに記事の内容が伝わってくるかがポイントです。
 - 投稿者などが登場することで、親近感のある情報を届けることができます。
 - さらに、市民の方が登場することで、関係ある方などの閲覧者が増えます。
 - イベントなどの様子を発信し、さらに多くの市民を呼び込むことができます。
- ③ 適切なタイミング
 - 募集やイベントの告知は、最適な時期に行いましょう。
 - 過度な連続投稿は逆効果になります。（投稿が集中する時期（連休前など）は、調整できるものは時期をずらすなど FB としてバランスのよい投稿を心がけましょう。）
- ③ HP や会報などへ誘導
 - FB を情報の入口に、HP や会報、民間の情報誌を着地点にしましょう。
- ④ 投稿する写真やポスターについては、著作権などに十分気をつけましょう。
 - 個人特定の恐れがある場合には、ことわりを行ってから撮影しましょう。
 - 周囲に撮影を行っていることがわかるような状況で撮影しましょう。
（腕章の装着など）

3. 投稿後

- 投稿は、数日間コメントがくる可能性があるので定期的に確認してください。
- FB の特性上、早めの対応が理想的です。（特に苦情や質問）

こんにちは 第八区自治会です！

(第八区自治会は、緑町、木場町、春日町の一部を範囲とする自治会です。)

自治会(町内会)って？

自治会は、地域住民の連帯感を基盤として、親睦・青少年の健全育成・保健福祉の向上などをはかり、明るく住みよい町づくりをめざした、地域すべての住民を対象とした組織です。第八区自治会は、昭和24年1月に発足した自治会です。

自治会ってどんなことをしているの？

交通事故等から住民を守るための防犯活動、定期清掃や花壇作りなどの環境美化活動、こども神輿など他にも様々な行事を企画し、親睦を図りながら、地域の皆さんのために活動しています。



(防犯活動)



(環境美化)



(子ども神輿)

フェイスブックを開設しました！

第八区自治会では、多くの方に町内会活動を知ってもらうためにフェイスブックで情報発信を行っています。ぜひご覧ください！
「いいね!」をお願いします!

<https://www.facebook.com/tomakomai.daihachikujichikai/>



会費はどのくらい？

自治会の活動は、皆さんからの自治会費などの収入で支えられています。会費は一世帯あたり、月額200円（年額2,400円）です。班長さんが収納にお伺いします。

自治会への協力をお願いします！

地域を快適で住みよくするための活動は、地域に住む皆さんの協力が必要です。しかし、近年は町内会加入率の低下や町内会活動の参加者不足、役員の高齢化・担い手不足といった問題を抱えています。多くの方に自治会に加入していただき、住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

第八区自治会入会申込書

申込日：平成 年 月 日

住所	(〒 -)			
連絡先	電話		携帯	
ふりがな 氏名			年齢	性別
				男・女

入会の手続きやお問い合わせについては、下記の役員又は班長さんまで

副会長

氏名 ●● ●●

連絡先 ●●町●丁目●●番●●号 TEL●●-●●●●

班長

氏名 ●● ●●

連絡先 ●●町●丁目●●番●●号 TEL●●-●●●●

とまこまい



町内会加入促進の モデル地区への 取り組み



詳 市民自治推進課 ☎ (32)6156

本年度、市と市民自治推進会議との取り組みとして、若年層へ町内会の加入を働き掛けるため、モデル地区に対する支援をしています

モデル地区については、平成28年2月に募集を行い、応募のあった町内会の中から第八区自治会（緑町、木場町、春日町の一部で構成）を選定しました



▲町内会フェイスブック開設 キックオフ説明会

モデル地区への支援

- 町内会フェイスブックの開設を支援し、町内会活動の情報発信を行います。また、開設後の情報更新など、フォローアップを行います
- 主に若者の未加入者対策としてQRコードを入れた加入促進チラシの作成支援を行います
- 市職員と町内会役員で、未加入者に対して加入促進チラシを配布し、町内会加入率の向上を図ります
- 役員就任への負担・抵抗感の解消につなげるため、役職ごとの業務内容および業務量を明らかにするための取り組みを進めます

広報

とまこまい

2016

10

©2011 吉小教市

もくじ



2

クロスアップ

町内会加入促進のモデル地区への取り組み

4

特集
男女が輝ける社会をめざして

8

市政トピックス
ぬくもり灯油の申請について／原動機付自転車ご当地ナンバープレートの交付ほか

10

健康ガイド
健康相談／健康教室 ほか

12

お出かけガイド
カルチャーガイド

14

市からのお知らせ
健康／暮らし／福祉／相談／催し・講座／スポーツ

25

ふくし大作戦!!2016
つなごうスポーツ大作戦

26

市政トピックス
高齢者を対象としたインフルエンザの予防接種

27

みんなのひろば
とまこまい日記／編集後記
ほか



モデル地区の方にお話を聞きました



第八区自治会
しげみつみつぐ
総務部長 重光貢さん

モデル地区への応募動機

第八区自治会は、世帯数が約2千800世帯と多く、そのうちアパートは約60%を占めており、アパート入居者の町内会加入率が特に低い現状です。「何とかしたい」と思っていたところ、市からのモデル地区募集のお知らせを見て、町内会の加入促進につながればと思い応募しました。

実際にフェイスブックを開設して

フェイスブックを使ったことがなかったのですが最初は不安でしたが、市の方で説明会をしてもらったので、特に問題なく開設できました。フェイスブックは、思っていたより操作しやすく、現在は、私

ともう一人の担当で更新作業を行っています

少しずつですが、「いいねー」をしてくれる人も増えてきて、更新作業も楽しくさせてもらっています。少しでも多くの人がフェイスブックを見て、町内会のことを知ってもらえればと思っています

これから期待すること

昔と比べると役員が高齢化してきて、町内会活動を行うことが年々大変になってきていると感じています。若い人たちの中には、町内会に加入するメリットがないと思っている方もいると思いますが、地域の防犯や環境美化など、町内会で行っている活動で、知らないうちに恩恵を受けているということもあります。また、地震などの自然災害が起こったときには、町内会が中心となって地域の人たちで助け合っていくことが大切で、若い人たちの力が必要不可欠です。ぜひ、加入していただき、一緒に町内会活動を盛り上げていきたいと思います！

第八区自治会
フェイスブックは
こちらから………



フェイスブックを開設している町内会（自治会）など

- ・ウトナイ町内会
- ・新開明野元町町内会
- ・末広町総合福祉会館
- ・拓勇西町内会
- ・拓勇東町内会
- ・西町親交會
- ・花園町内会



第八区自治会のほか、町内会（自治会）でフェイスブックを開設していますのでご覧ください。QRコードより一覧のQRに移動します



町内会への加入などのお問い合わせは、各町内会または市民生活課 ☎(32)6303

表紙から

「紙フェスティバル」



9月4日(日)

「創る喜び・遊ぶ楽しみ」をテーマに、第29回紙フェスティバルが開催されました。作品展示やペーパークラフトなどの制作コーナー、段ボールのおぼけやしきなどが行われ、「紙のまち」ならではのイベントで、見て、遊んで、まさに紙尽くしの一日。書道パフォーマンスでは、一筆一筆を大切に力強く描かれる作品に、大きな拍手が起りました。

広報とまこまいは、誰もが使いやすいように、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。また、植物油インキ、古紙100%再生紙を使用し、環境に配慮しています。



アイコンの見方

- 詳細 電話番号
- ホームページアドレス

町内会年間業務（上期）

担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総務部	定期総会の開催					
	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）
		群長会議の開催				
					とまこまい港祭り 「市民おどり」参加	「敬老会の集い」開催
会計部	前年度下期会計監査					
		日赤募金集約				赤い羽根募金集約
管理部						
安全部	新入学児交通安全指導 （10日間）	地域安全運動実施	鉄北地区交通安全旗の波運動 「無事故の日」街頭啓発実施	フェリーターミナル 水際大作戦		
	高校生自転車指導			第八区ふるさと祭・ 友愛みこし協力		
	新入学児交通安全映画教室			夏の交通安全運動参加		秋の交通安全運動参加
	春の交通安全運動参加				登校時交通指導	
福祉厚生部	春の町内一斉清掃		独り暮らしの方との昼食会			独り暮らしの方との昼食会
				ふるさと祭りに式典部 として参加		
	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）

町内会年間業務（下期）

担当	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時
総務部	定例役員会の開催（原則8日） 群長会議の開催	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日） 群長会議の開催	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日）	定例役員会の開催（原則8日） 群長会議の開催	自治会だより発行 地域の学校行事に協力・参加 町内会連合会行事に協力・参加 突発的事案への対応
会計部	上期会計監査		歳末助けあい募金集計			次年度予算会議	毎月の収入・支出の帳簿の記入、整理 自治会費等の集約及び入金 特別会計・寄付金等の帳簿記入・整理 各種募金の集計・共同募金会への引継ぎ
管理部	第八区センター フェスティバル開催		会館大掃除				第八区総合福祉センター 維持・管理・利用促進
安全部	秋の輸送繁忙期交通安全運動 第八区センター フェスティバル協力・参加	冬の交通安全運動	歳末地域安全 市民パレード参加 八区歳末防犯パトロール		清水小学校新入生 マスコット作り協力		青色回転灯実施（毎月2回） 母の会交通安全広報発行及び パトロール（毎月1日・15日） 自治会行事に協力・参加 自転車教室開催（上期） （清水小・各町内公園）
		冬の交通安全運動参加		登校時交通指導			
福祉 厚生部	秋の町内一斉清掃						部会・委員会適宜開催 広報「ふれあい」発行（毎月）
	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	老人クラブ・福祉厚生部 交流会開催 ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	ふれあいサロン実施 （第3水曜日）	

町内会年間業務（上期）

担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月
施設部						
婦人部	陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	陽明園ボランティア活動 （第3火曜日） 第八区婦人部研修旅行実施	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日） 第八区ふるさと祭り 協力・参加	陽明園ボランティア活動 （第3火曜日） とまこまい港祭り 「市民おどり」協力	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）
青少年対策部		子ども会の安全会 加入名簿作成 新旧お世話役交流会・ 部会議開催		第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし渡御協力・参加	とまこまい港祭り 「市民おどり」参加・協力 第八区ふるさと盆踊り大会 子ども会バス研修旅行 （いも掘り）	
文化体育部	中央北地区スポーツ フェスティバル運営委員会			中央北地区スポーツフェス パークゴルフ大会 第八区ふるさと祭り 協力・参加 友愛みこし渡御協力・参加	とまこまい港祭り 「市民おどり」参加・協力 第八区ふるさと盆踊り大会	
				夏休みラジオ体操会（町内3か所 7月～8月）		

町内会年間業務（下期）

担当	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時
施設部							街路灯保守点検修理
婦人部	陽明園ボランティア活動 （第3火曜日） 赤い羽根街頭募金協力 第八区センター フェスティバル協力・参加	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日） オムツ縫いと寄附	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	資源物回収 陽明園ボランティア活動 （第3火曜日）	婦人部会議適宜開催
青少年対策部	第八区センター フェスティバル協力・参加		子ども会もちつき大会		スケートまつり町内会 交流競技会参加 苦子連新年交流会参加 苦子連芸術祭作品展示募集		苦子連に協力・参加 （毎月1回定例役員会） 部会議適宜開催
文化体育部	第八区センター フェスティバル協力・参加	中央北地区スポーツフェス フロアカーリング 中央北地区スポーツ フェスティバル実行委員会			スケートまつり町内会 交流競技会参加予定	中央北地区スポーツ フェスティバル運営委員会	部会議適宜開催

他都市における町会加入促進の取組事例

1. 町会加入促進に向けた取組の体系

町会加入促進に向けた取組は次のような体系に整理できます。

	取組
(1) 転入者の加入促進	・ 住宅建設段階での加入促進
	・ 住宅契約段階での加入促進
	・ 市役所での手続段階での加入促進
	・ 住宅入居後の段階での加入促進
(2) 未加入者の加入促進	・ 未加入者の加入促進
(3) 町会未結成エリアにおける結成促進	・ 既存町会エリアの拡大と町会新設
(4) 町会加入の継続促進	・ 継続加入のメリットの見える化
	・ 高齢世帯への対応
(5) その他	・ 町会加入促進計画の策定など

2. 他都市における取組事例

他都市における取組事例は次の通りです。

(1) 転入者の加入促進

①住宅建設段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
マンションにおける町会加入促進のための手引きを作成 （仙台市・仙台市連合町会会長会）	仙台市は、マンションにおける町会加入促進のため、「地域コミュニティ形成に向けた取組の手引き」を作成。マンション管理の基本やマンション建設の流れを説明した上で、建設前・建設中・完成後における働きかけ方を紹介。また、既存マンションへの働きかけ方を説明。
高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、建築主の責務として加入促進を位置づけ （高松市）	高松市は、中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、共同住宅の建築主の責務として、当該共同住宅入居者の自治会への加入促進に努めるものとする内容を盛り込んだ。
集合住宅コミュニティ条例を制定し、集合住宅のコミュニティ担当者」の届出制度を導入 （金沢市）	金沢市は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を促進するための条例を制定。集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者、市が協力しコミュニティを育む環境をつくる。新たに15戸以上の集合住宅を建築する際には「集合住宅のコミュニティ担当者」の届出をすることとなっている。

②住宅契約段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
地域と宅建業界が連携し単身者の加入を促進 （横浜市港北区宅建防犯協会）	港北区宅建防犯協会は、港北防犯協会、港北警察署、港北区役所と連携し、賃貸独身者専用ワンルームが多い地区の連合町内会と協力して賃貸オーナーに町内会費を払ってもらう仕組みを導入。町内会費は防犯灯の拡充に充てる。
県宅地建物取引業界と連携し加入促進 （横浜市旭区）	旭区は、県宅地建物取引業界と連携し、会員の不動産会社が管理する物件の新規契約時や更新時に加入を促す仕組みを導入。
不動産協会、宅地建物取引業協会と連携し加入促進 （青梅市自治連合会）	青梅市自治連合会は、社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部、社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部と協定を締結。自治会加入促進チラシの加盟店舗での掲示と、来店者への配布を協力。
宅建協会と連携し加入促進 （岩見沢市町会連合会）	岩見沢市町会連合会は、岩見沢地方宅建協会と「町会・自治会加入促進に関する協定書」を締結。不動産仲介契約時などに「町会・自治会加入申込書」の配布を行い、町会連合会等でFAX等で申込みを受け付け、その情報を該当町会へ取り次ぐ体制づくりを行い、加入手続きを簡素化する。

③市役所での手続段階での加入促進

取組名称（自治体）	取組概要
区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置 （横浜市都筑区）	都築区では、転入世帯の急増時期（3月25日～4月1日）に、区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置し、転入手続きに来られた方を対象に加入促進活動を実施。リーフレットや自治会・町内会入会届（ハガキ）を配布。
市役所に「自治会加入・結成案内コーナー」を設置 （高松市）	高松市は、転入などに伴い来庁者が増加する時期に合わせて「自治会加入・結成案内コーナー」を設置し、訪れた市民らに自治会活動の紹介やスムーズな加入を呼びかけた。
区役所に町会加入を受け付けるボックスを設置 （横浜市青葉区）	青葉区は、加入の手間を減らすため、区役所内に町会加入の申し込みを受け付けるボックスを設置。転入者に自治会町内会の案内書と加入申込書を手渡す。
町民参加条例に基づき、転入手続きの際に町会加入を確認 （長野県高森町）	高森町は、町民が、自治基盤である常会・区等への加入につとめることを基本理念とする町民参加条例を制定。指導要綱に基づき、転入手続き等の際に町会加入の確認書の提出を求めている。

④住宅入居後の段階での加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
加入促進パンフレットの作成 （相模原市中和田自治会）	中和田自治会（相模原市）は、低下する加入率に歯止めをかけるため自治会加入を促すパンフレットを作成。自治会役員だけでなく、未加入者や退会者を交えた会議を重ねた。
集合住宅入居者向け町会・自治会加入促進パンフレットを発行 （新宿区町会連合会）	新宿区町会連合会は、マンションなどの集合住宅入居者の町会・自治会加入率を上げるためにパンフレットを作成した。災害時の「一時集合場所」を、マンション住民が町会・自治会に聞いてから記入する欄を設けたり、入会申込書を設けるなどの工夫をした。
町内会・自治会加入促進マニュアルを作成 （室蘭市連合町会協議会・室蘭市）	室蘭市連合町会協議会と室蘭市は、町会加入を促進していくためにマニュアルを作成した。町会加入の呼びかけ方の手順を説明するとともに、想定される質問への回答例や加入促進に成功した取組事例を示している。
住所から自治会を検索できるホームページを設置 （横浜市都筑区）	都築区は、区役所ホームページにおいて、住所から自治会を検索できるページを設置している。
電子メールによる入会申し込みを受け付け （横浜市都筑区）	都築区は、区役所ホームページで「自治会・町内会」入会届を配布し、電子メールで加入申し込みを受け付けている。区役所から当該自治会長・町内会長に提出し、自治会長・町内会長から加入申込者に連絡が入る仕組み。

（２）未加入者の加入促進

①未加入者の加入促進

取組名称（自治体等）	取組概要
母子手帳の交付時にリーフレットを配布 （横浜市都築区）	都築区では、こども家庭支援課と連携し、母子手帳交付時（年間2,600件程度）にリーフレットを配布している。
外国語版の加入促進チラシを作成 （広島市）	広島市では、外国人世帯における町会加入を促進するため、6ヶ国語（韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）の加入促進チラシを作成している。
公務員の加入促進 （釧路市・昭和自治会）	昭和自治会では、市連町や行政が一丸となって加入呼びかけに取り組んだことで、道職員などの公務員の入会により、加入率が上昇した。

(3) 町会未結成エリアにおける結成促進

①既存町会エリアの拡大と町会新設

取組名称（自治体）	取組概要
マンション管理組合の理事会を対象に出前講座を開催 （広島市）	広島市は、地域からの要請により、マンション管理組合の理事会の方々を対象に、町会等の意義や役割を市職員が説明する出前講座を開催している。

(4) 町会加入の継続促進

①継続加入のメリットの見える化

取組名称（自治体等）	取組概要
自治連合会会員に割引特典 （相模原市自治連合会）	相模原市自治連合会（約13万世帯）は、若い人を中心に「自治会離れ」が進んでいることから、宿泊施設、遊園地・レジャー施設、葬祭店を会員が利用すると料金が割引になる厚生制度を導入している。

②高齢世帯への対応

取組名称（自治体等）	取組概要
後期高齢者世帯の役員を免除 （厚木市森の里5丁目自治会）	厚木市の森の里5丁目自治会は、会則において、後期高齢者世帯または役員会の承認を得た会員を役員及び班長任務の一部もしくは全てを免除する規定を設けている。

(5) その他

①加入促進計画の策定、条例の制定等

取組名称（自治体）	取組概要
町会加入促進のための行動計画の作成 （旭川市市民委員会連絡協議会）	旭川市市民委員会連絡協議会は、町内会未加入者問題を検討テーマとして検討委員会を設置し、加入促進施策を検討するとともに、町会加入促進チラシの見本などを作成した。

市民生活課における町内会への支援

1 町内会連合会事務局の行政内部への移転

- (1) 町連や単位町内会と顔の見える関係を築く中で、課題の共有や解決に向けた取組が可能となっています。
- (2) 関係団体との連携に向けた取組が強化されています。

2 市民に向けた加入促進キャンペーンの実施

- (1) 転出入時期（3月下旬～4月上旬）に町内会を紹介する臨時窓口を庁舎1階フロアーに設置し、同時に単位町内会の会報展を実施し、その後本市への転入者に対し、住民課窓口で、町内会担当窓口の紹介リーフレットを配布しています。

さらに、各地域のコミセン祭りなどにおいても会報展を継続的に実施しています。

- (2) 本市の春の訪れを伝える「緑ヶ丘公園まつり」において、町連と連携し加入促進用に作成したリーフレットやポケットティッシュを配布し、啓発活動を行っています。

3 市職員への情報発信と理解

- (1) 部長会議や代表課長会議において町内会活動への理解と協力を求めています。
- (2) 庁内電子掲示板により、全職員に対し町内会の現状や役割とあわせ施策実施における町内会の協力体制などについて周知を行っています。
- (3) 市職員に対し、町内会活動に関する意識調査を行っています。

4 町内会の理解に向けて

- (1) 町連との共催により、単位町内会が活用するポスターやリーフレットを作成し、配付しています。
- (2) 町連との共催による研修会や意見交換会などを通し、課題の認識強化を図っています。

- (3) 新たな時代認識の中における町内会運営や加入促進の取組みについて理解をお願いしています。
- (4) 行政運営や協働のまちづくりに向けた行政施策への理解をお願いしています。

5 共同住宅への入居者対策

(1) 関係団体に対する協力要請

- ・ 地域問題の一つになっている空き家対策とあわせ、町内会活動に対する理解、協力をお願いしています。

(2) 個別オーナーの理解

- ・ オートロックマンションなどにおける啓発活動や加入促進活動について理解、協力をお願いしています。
- ・ オーナー（所有者、管理人）に対し、役員等への就任要請を行っています。

(3) 入居者自身の理解

- ・ 啓発活動が可能な共同住宅には、単位町内会の協力を得てポスターの掲示やリーフレット配布を行っています。
- ・ 共同住宅の入居者に向けたリーフレットやノベルティグッズなどの制作を検討しています。